

千葉県消防局広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県広告掲載要綱（平成18年3月3日施行。以下「掲載要綱」という。）第4条第1項に基づき、消防局が所管する媒体に民間企業等の広告を掲載する際に必要な事項を定める。

(広告媒体の種類)

第2条 広告を掲載する媒体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) パンフレット、ポスター類
- (2) 送付用封筒
- (3) その他消防局の保管する媒体

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 広告を掲載することができる者、広告の内容及び広告のデザインの範囲は、掲載要綱第5条及び千葉県広告掲載基準（平成18年3月3日制定）の規定に準ずるものとする。

(広告の規格、掲載位置、掲載期間及び枠数)

第4条 広告の規格、掲載位置、掲載期間及び枠数等は、広告を掲載する媒体の形状及び性質等を考慮し、消防局長が別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、公募により行うものとする。ただし、消防局長が必要と認める場合は、他の方法により募集をすることができる。

- 2 前項の募集は、原則として千葉県ホームページ等に募集要項を掲載することにより行うものとする。
- 3 消防局長は、公募を行うに当たって、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、類似する広告の市場価格等を勘案し、消防局長が決定する。

- 2 消防局長は、必要に応じ、広告掲載料を見積合わせにより決定することができる。
- 3 広告主は、第1項に規定する広告掲載料を消防局長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、消防局長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者が、広告掲載の申込みを行うときは、広告掲載申込書（様式第1号）により、募集要項において指定する期間内に市長に申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件について広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（様式第3号）により、電子メール等を用いて広告掲載希望者に通知する。
- 3 市長は、広告掲載希望者が、第4条に規定する枠数を超えたときは、抽選により決定する。
- 4 見積合わせによる広告募集を行った場合は、見積金額が、前項の規定に優先するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第9条 広告主は、市長が指定する期日までに、指定する場所に広告原稿を提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告内容、デザイン等の審査及び協議）

第10条 広告の内容及びデザイン等については、市の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と市が必ず協議することとする。

（広告内容等の変更要求）

第11条 市長は、広告の内容及びデザイン等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。
- (4) 広告主、広告の内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (5) その他、広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

（広告掲載の取下げ）

第13条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、広告掲載決定通知書（様式第2号）において市長が指定した期日までに、書面により市長に申し出なければならない。

- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

第14条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、期間の定めのあるものにあつては掲載を取り消した月以降の納付済み月額的全額とする。

3 前2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(裁判管轄)

第16条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、千葉市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に消防局長が定める。

附 則

この要領は、令和7年1月29日から施行する。

様式第1号

広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

所在地
申込者 名 称
代表者氏名

千葉市消防局広告掲載取扱要領第7条の規定により、下記のとおり広告掲載を申し込みます。なお、申し込みに当たっては、千葉市消防局広告掲載取扱要領の内容を遵守します。

記

1 広告内容等

- (1) 掲載希望枠数 枠
(2) 申 込 金 額 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
(うち、消費税及び地方消費税額
円)
(3) 広告の内容

※ 広告の原稿案は、A4サイズの紙面に印刷したもの、又は電子データを提出してください。

2 業 種

3 担当者連絡先

- (1) 担当者氏名
(2) 電 話 番 号
(3) F A X 番 号
(4) E - m a i l

様式第2号

広告掲載決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

千葉市長 神谷俊一

年 月 日付けで申し込みのあった広告の掲載について、下記のとおり掲載することと決定しましたので通知します。

記

1 広告内容等

- (1) 掲載希望枠数 枠
(2) 広告の内容

2 条件等

- (1) 広告掲載料 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
(2) 広告掲載料納付期限 年 月 日
(3) 広告原稿提出期限 年 月 日
(4) 広告原稿提出先
(5) 広告掲載取下げ期限 年 月 日

3 その他

様式第3号

広告非掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

千葉市長 神谷俊一

年 月 日付けで申し込みのあった広告の掲載について、下記のとおり掲載しないことと決定しましたので通知します。

記

1 広告内容等

- (1) 掲載希望枠数
- (2) 広告の内容

枠

2 掲載しない理由

3 その他